

国官技第368号
令和5年3月24日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房技術審議官

請負工事成績評定要領の運用の一部改正について

「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）を下記のとおり一部改正することとしたので通知する。

記

(1)

第2第一号に規定する別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」内別記様式の別記様式第2、別記様式第3を別添に改める。

(2)

第2第一号に規定する別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」内考査項目別運用表の別紙-1②、別紙-1⑧、別紙-2①、別紙-3⑱を別添に改める。

(3)

第2第一号に規定する別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」内「施工プロセス」のチェックリスト（案）の別紙-5①、別紙-5④を別添に改める。

(4)

第2第一号に規定する別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」内工事書類一覧表の別紙-6を別添に改める。

(5)

第4第一号に規定する別添3「地方整備局工事成績評定通知実施要領」内別記様式第1の別表1、別表2を別添に改める。

(6)

第5を次のように改める。

この通知は、令和5年4月1日以降に入札公告を行う工事について適用する。